

「時価」の基本的考え方と非上場株式の時価算定の実務

1. 時価の一般的意義

株式等を含む財産一般のある時点における価額 = 時価の意義について、代表的な裁判例のひとつは「その時点における当該資産等の客観的交換価値を指すものと解すべきであり、右交換価値とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当」(平 11.11.30 東京地裁判決)としています。

上記の裁判例は所得税法に係る事件ですが、各税法共通の時価の理念的な意義として理解されています。

個々の財産の時価評価が常に問題になる相続税法では、財産評価基本通達(以下「評価通達」といいます。)の1(2)において、「時価の意義」につき上記とほぼ一致する定義をした上で「その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と明確に規定しています。相続税法上は財産ごとに評価通達に従った評価をしていけば、原則として問題になりません。

2. 所得税法・法人税法上の時価算定の原則的考え方

取引による財産の移転は、所得税法・法人税法によって課税問題が処理されます。所得税法・法人税法では、評価通達のように包括的に時価の算定法を定める通達はありません。それは、通常取引の場面では一般に当事者の利害の対立や需給を反映して自然と時価の意義に沿った価額で取引価額が決着するはずなので、そのような定めは不要(むしろ邪魔)と考えられるからでしょう。ただ、非上場会社の株主構成の整理・再構築等のため、同族関係者間や同族グループ法人内で非上場株式の譲渡が行われる場合は、利害の対立が薄い(又はない)関係者間での取引となります。非上場株式は、不動産のように近傍類地の取引事例や路線価からの逆算など参考情報が比較的に見つけ易いとはいえ、個別性が極めて強いものです。その譲渡対価をいくりにすべきかについての判断がなかなか悩ましいといえます。‘所得税法・法人税法上、問題のない適正な対価といえるか’を巡り、納税者も税務当局も時価を算定する必要があります。

そこで、所得税法・法人税法上では、比準すべき価

額がある稀なケースを除き、非上場株式の時価についての基本ルールとして、その取引時点における、その発行会社の「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によって算定すべしという原則をそれぞれの基本通達で定めています。(所基通 23~35 共-9(4)、法基通 9-1-13(4))

3. 所得税法・法人税法上の簡便法的な時価算定

もっとも、2のような一般的、抽象的な原則だけでは株式の価額を算定することは困難で、他方、評価通達の定める非上場株式の評価法は、相続等の際の財産評価手法として一般的に合理性を有し、課税実務上も定着しているものであることなどの観点から、所得税法・法人税法は、相続税との性格の違いに基づく一定の修正(土地を路線価ではなく時価で評価する等)をした評価通達に則って算定した非上場株式の価額を、課税上弊害がない限りその時価として是認することとしています(所基通 59-6、法基通 9-1-14)。

それらの通達に基づき算定される評価額をもって所得税法・法人税法の時価とすることについて、平 18.1.24 の最高裁判決もその合理性を認めています。注意すべきは、上記修正付きの評価通達の準用は、それによって算定される評価額に課税上弊害がない場合に限って認められる、ということです。弊害がある場合は、2の原則に戻り「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」を算定します。その「1株当たりの・・価額」は、評価通達 185 が定める1株当たりの純資産価額の算定方式を一部修正(その会社の保有する土地や上場有価証券の価額を時価によって算定するなど)をした上でそれに則って算定することになります。

課税上の弊害の有無は、個別判断となりますが、要は1の時価の理念から明らかに乖離した価額になっているか、ということです。例えば、評価通達に従えば持株割合等から配当還元方式が適用される株主でも、経営に参画している(役員になっている)等の事実がある場合は、配当還元価額では不当に低い=弊害ありという判断になるだろうと思います。